



広域大和齋場組合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月2日

広域大和齋場組合監査委員 佐藤 光

広域大和齋場組合監査委員 古 市



- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 広域大和齋場組合
- 3 監査対象期間 令和5年8月～令和6年7月
- 4 監査年月日 令和6年10月2日
- 5 監査の方法 この監査は、広域大和齋場組合監査基準に従い、広域大和齋場組合において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 収入調定に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 財産管理に関する事務
 - (4) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - (5) 備品管理に関する事務
 - (6) 時間外勤務手当支給に関する事務
 - (7) 職員の被服貸与に関する事務
 - (8) 交際費の経理に関する事務
 - (9) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (10) 切手の受払に関する事務
 - (11) 起債台帳の整理に関する事務
 - (12) 基金管理に関する事務
 - (13) 出勤票・休暇届に関する事務
- 6 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか

- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。